

認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する申請書

（経済産業省関係産業競争力強化法施行規則（平成26年経済産業省令第1号）第7条第1項の規定による証明に関する申請書）

申請者個人の住所・氏名・
連絡先をご記入ください。

2024年〇月〇日

<申請者>

こちらから連絡させていただく可能性があるため、日中連絡がつく番号とセミナー等で使用した番号を併記してください。

住所 横浜市中区本町6-50-10

氏名 横浜 太郎

連絡先 045-671-3487(080-0000-1111)

産業競争力強化法第128条第2項に規定する認定創業支援等事業計画に記載された同法第2条第31項に規定する特定創業支援等事業による支援を受けたことの証明を受けたいので、下記のとおり申請します

記

事業の内容には受講したセミナー名等を記入。期間は、**セミナー初回日と最終日**を記入。

1. 支援を受けた認定特定創業支援等事業の内容、期間

〇〇セミナー

2024年〇月×日～2024年△月〇日

2. 設立しようとする会社の商号（屋号）及び本店所在地

・商号（屋号）： 〇〇株式会社

・本店所在地： 横浜市中区本町6-50-10

登録免許税の減免に証明を使用される方は、屋号と本店所在地が確定してから申請してください。

3. 設立しようとする会社の資本額 500 万円（会社の場合）

4. 新たに開始しようとする事業の業種、内容

飲食業

5. 会社設立または個人事業主となる（予定）年月日 会社設立（予定）日 2024年 〇月 〇日

個人事業主の開業（予定）日 2024年 △月 △日

※個人事業主を経て、会社設立の場合は両方記入必須

6. 証明書の申請理由、使用用途

 登録免許税減免 中小企業融資制度 新規開業資金、新創業融資制度 商店街空き店舗補助金 小規模事業者持続化補助金 事業承継補助金 その他 ()

* 2～5は、認定特定創業支援等事業を受けて設立しようとする会社、新たに開始しようとする事業の予定について記載してください。（既に事業を開始している場合は、その内容について記載してください。）

太枠の中には何も記入しないでください。
発行には申請受理してから、5営業日程度かかります。
発行日から3ヶ月経っても、受取にお越しただけない場合、証明書を破棄します。

（注）1 会社の設立登記に係る登録免許税の軽減措置の適用を受けるためには、会社法上の発起人かつ会社の代表者となり会社を設立しようとする個人が証明を受ける必要があります。
（注）2 既に会社を設立しているもの（ただし、個人事業主として創業5年を経過していない方が、法人成りする場合を除く。）については、証明書発行の対象外となります。会社設立前に「認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する申請書」を提出する必要があります。会社設立前に認定特定創業支援等事業により支援を受けていても、「認定特定創業支援等事業により支援を受けたことの証明に関する申請書」は受付することができません。